

滋賀労働局発表
 令和6年4月26日

担当	滋賀労働局労働基準部 健康安全課長 柘谷 佳幸
	地方労働衛生専門官 尾川 篤史 電話：077 - 522 - 6650



「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」 を展開します。

～ 熱中症による死傷災害が過去10年間で最多 ～

滋賀労働局（局長 たわだ はるひこ 多和田 治彦）は、職場における熱中症を防止するため、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間（7月）に向けて、熱中症対策の徹底を呼びかけます。

ポイント

1 令和5年（1～12月）の滋賀県における熱中症による死亡及び休業4日以上^{の労働災害の被災者}（以下、合わせて「**死傷者数**」という。）は、14人（前年比+5人）と、前年から大幅に増加し、過去10年間で最多となりました。熱中症による死亡者数は0人（前年比-1人）と、4年ぶりに熱中症による死亡災害が発生しませんでした。

直近10年間（平成26年～令和5年）の発生状況を見ると、**死傷者数が68人**、**死亡者数が5人**であり、特に、平成30年以降多発傾向にあります。

災害発生状況を、業種別に見ると製造業が36.8%と最も多く、発生月別に見ると7～8月が全体の83.8%を占めています。また、被災者の年齢別に見ると年齢層が上がるに連れて**死傷者数が増加する**傾向があります。【参考資料1】

2 令和5年（1～12月）の全国における熱中症による死傷者数（令和6年1月時点の速報値）についても、1,045人（前年比+218人、+26.4%）と、前年から大幅に増加し、**熱中症による死亡者は28人**発生しています。【参考資料2】

3 気象庁の予報によると、今夏（6月～8月）の西日本における平均気温は、**高い**ことが予測されており、熱中症が多発することが危惧されます。

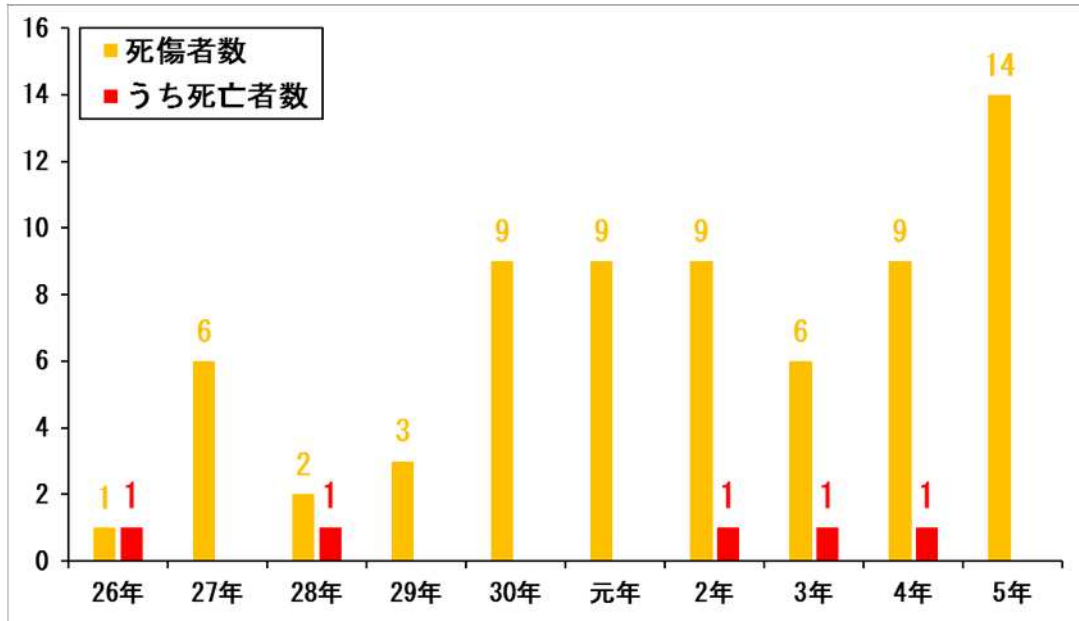
4 滋賀労働局では、熱中症予防対策の浸透を目的に、令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」**実施要綱**により、キャンペーンを展開し、基本的な熱中症予防対策の実施とともに、重点対策として、**暑さ指数（WBGT値）の把握とその値に応じた対策の実施、労働衛生教育の実施、熱中症発症に影響のある疾病を有する者に対する配慮の実施**について徹底を呼びかけます。【参考資料4】

5 キャンペーンの実施要綱、リーフレット等の資料は、右のQRコードからアクセス、ダウンロードすることが可能です。



参考資料 1 滋賀県における熱中症の発生状況

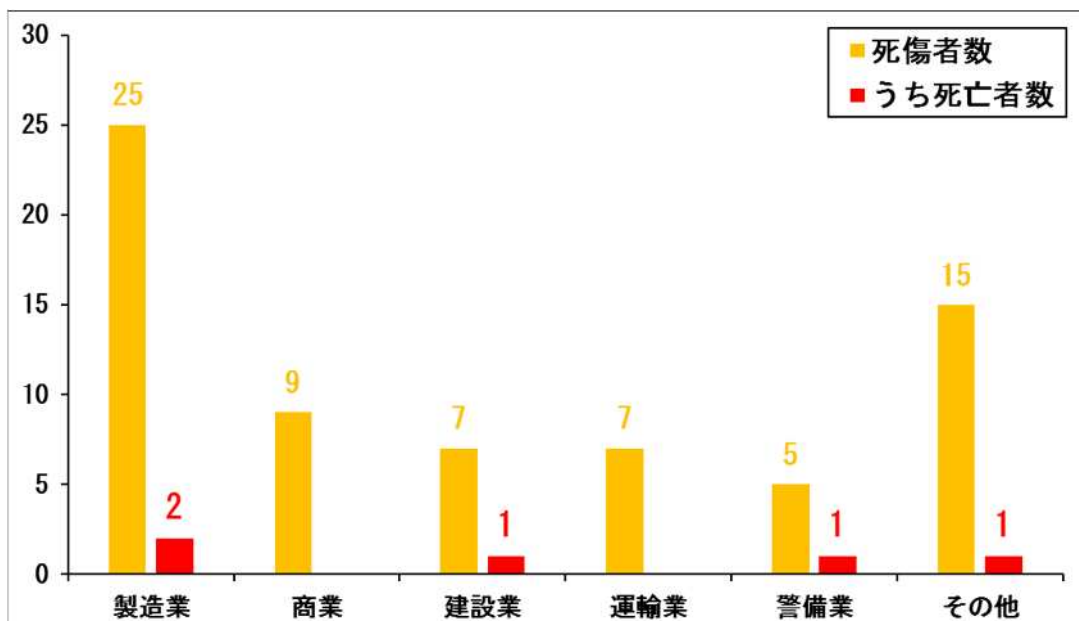
1 熱中症による労働災害の経年推移



令和5年の滋賀県における熱中症による死傷者数は14人と前年から大幅に増加し、過去10年間で最多となったが、4年ぶりに死亡災害が発生しなかった。

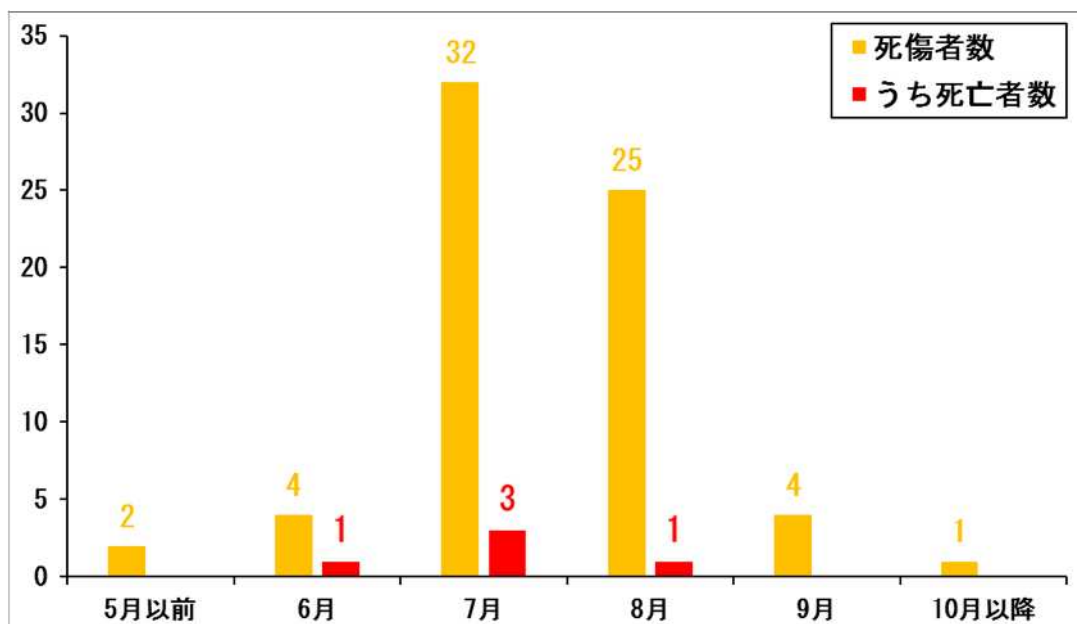
過去10年間（平成26年～令和5年）で、死傷者数68人、死亡者数5人が発生しており、平成30年以降、多発傾向にある。

2 過去10年間（平成26年～令和5年）における熱中症の業種別発生数



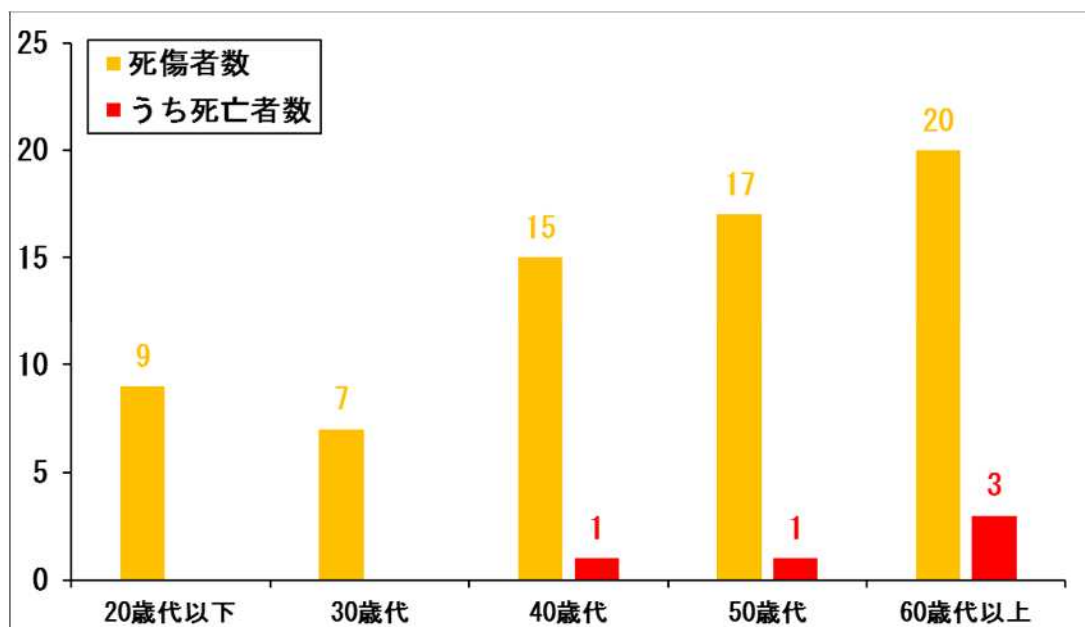
過去10年間の熱中症による死傷者数を業種別に見ると、製造業が36.8%と全体の1/3以上を占めており、次いで、商業、建設業、運輸業、警備業が多くを占めている。熱中症による死亡者は、製造業で2人、建設業、警備業、清掃業で各1人発生している。

3 過去10年間（平成26年～令和5年）における熱中症の月別発生数



過去10年間の熱中症による死傷者数、死亡者数を発生月別に見ると、気温の高い7～8月に集中しているが、それ以外の月でも発生している。

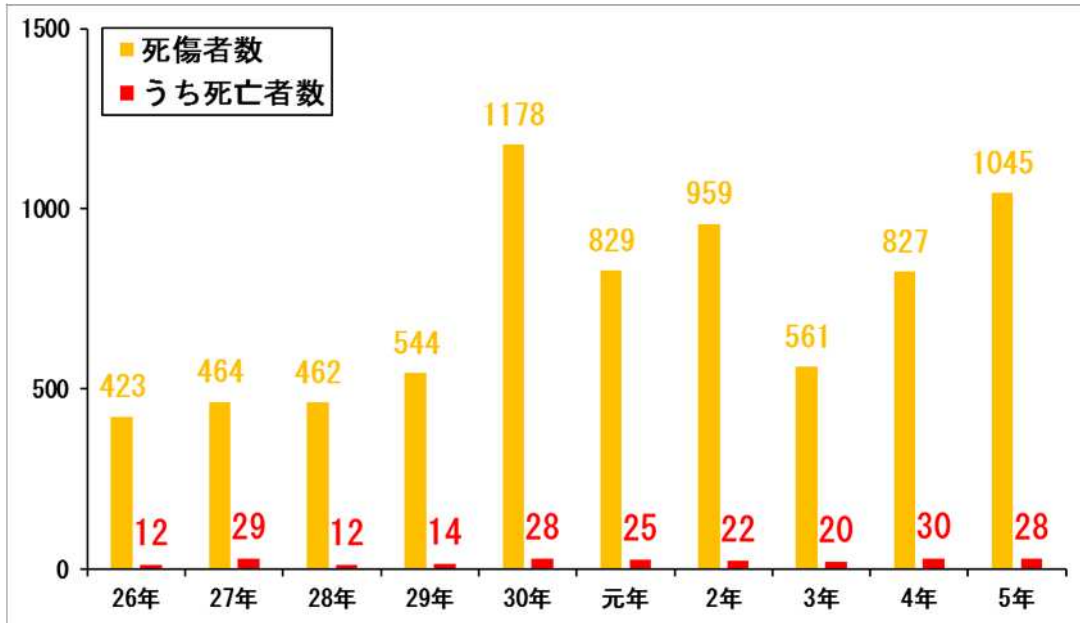
4 過去10年間（平成26年～令和5年）における熱中症の被災者の年齢別発生数



過去10年間の熱中症による死傷者数、死亡者数を被災者の年代別に見ると、年齢層が上がるに連れて、発生数も増加しており、60歳代以上が最も多くを占めている。

参考資料 2 全国における熱中症の発生状況（令和 6 年 1 月時点速報値）

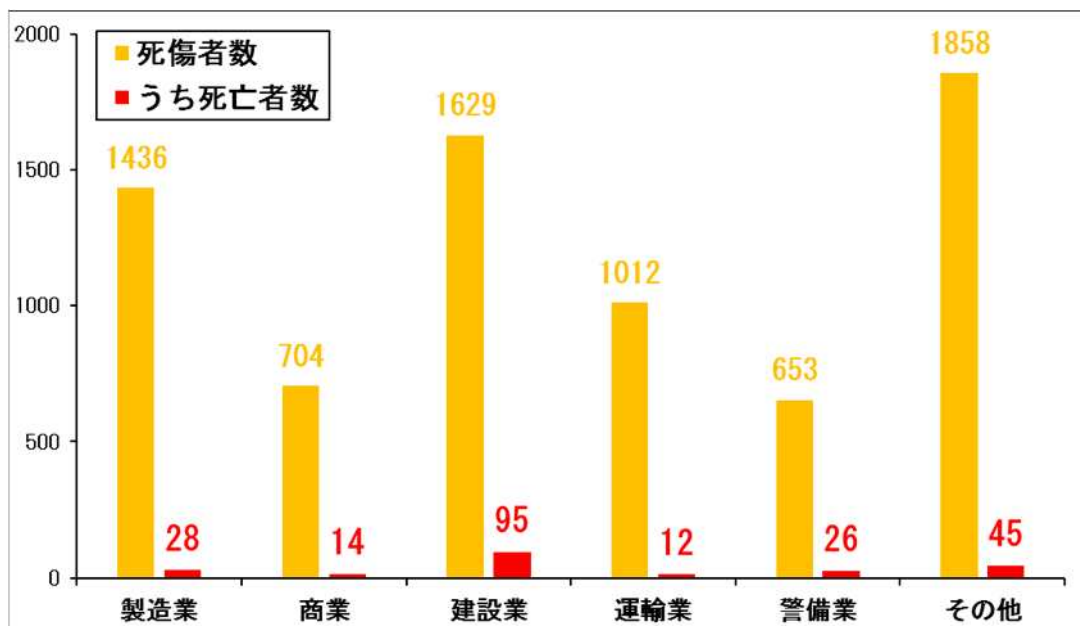
1 熱中症による労働災害の経年推移



令和 5 年の全国における熱中症による死傷者数は 1,045 人と前年から大きく増加し、死亡者数は 28 人と減少に転じた。

過去 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）で、死傷者数 7,292 人、死亡者数 220 人が発生しているが、滋賀県内と同様に平成 30 年以降、多発傾向にある。

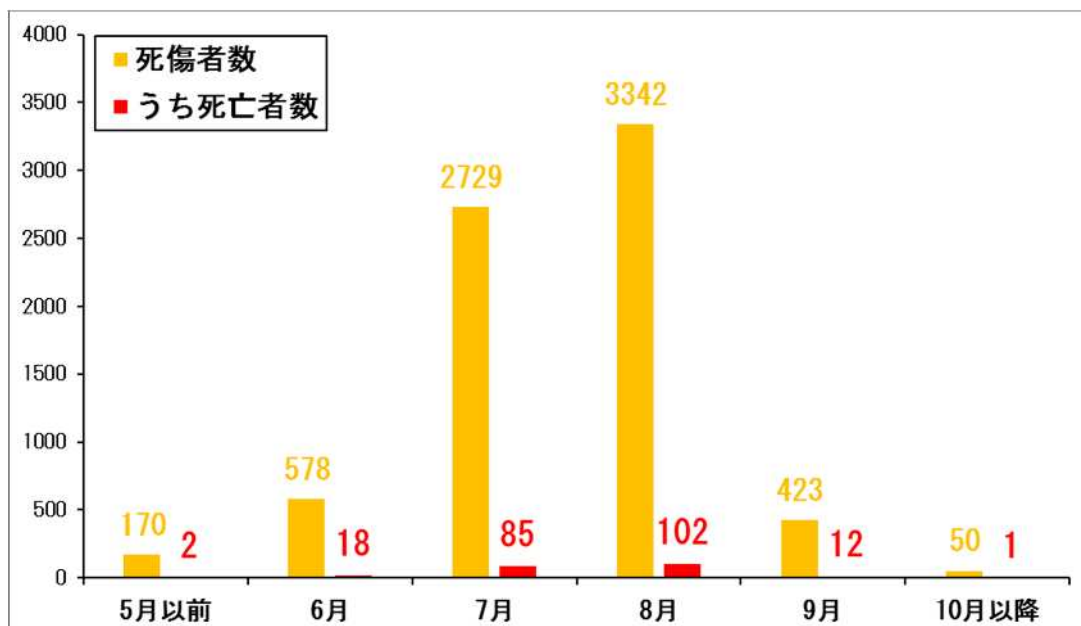
2 過去 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）における熱中症の業種別発生数



過去 10 年間の熱中症による死傷者数を業種別に見ると、全国では建設業が最も多く、全体の 22.3% を占め、次いで、製造業（19.7%）、運輸業（13.9%）、商業（9.7%）、警備業（9.0%）の順で多くを占めている。

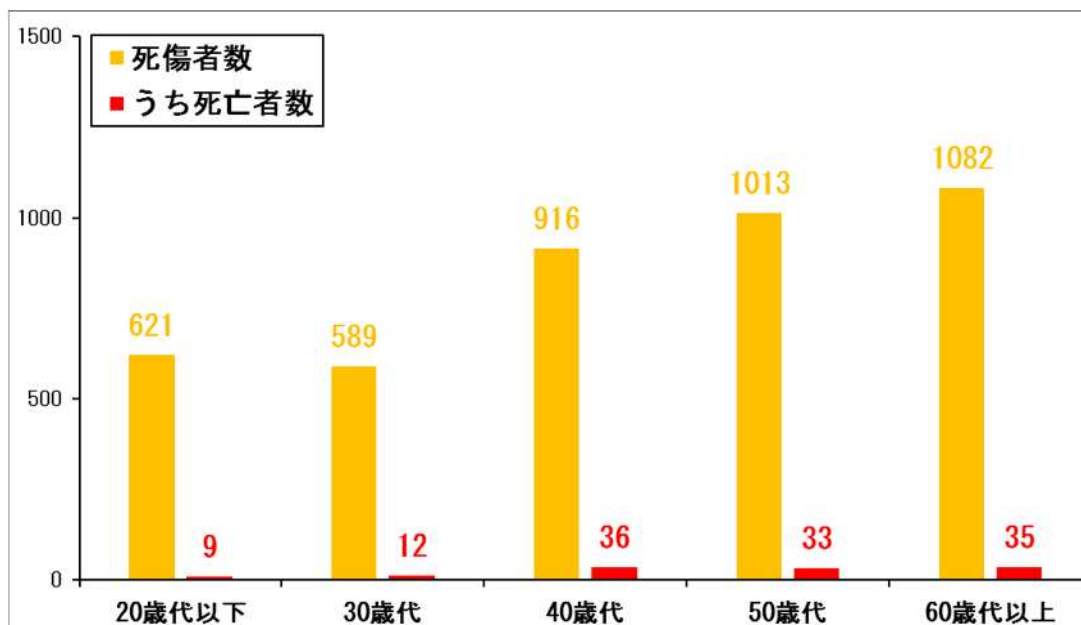
熱中症による死亡者も、建設業が最も多く、全体の 43.2% を占めている。

3 過去10年間（平成26年～令和5年）における熱中症の月別発生数



過去10年間の熱中症による死傷者数、死亡者数を発生月別に見ると、全国においても、気温の高い7～8月にかけて集中している。

4 過去5年間（令和元年～令和5年）における熱中症の被災者の年齢別発生数



過去5年間の熱中症による死傷者数、死亡者を被災者の年代別に見ると、全国においても、年齢層が上がるに連れて、発生数が増加する傾向がある。

参考資料 3

過去 10 年間の滋賀県における熱中症による休業 4 日以上の労働災害発生状況の概要

平成 26 年

番号	発生月	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	7月	その他の 建築工事業	40歳代 経験 1年	死亡	工事現場の周辺で、清掃作業に従事していたところ、倒れているのを発見されたもの。

平成 27 年

番号	発生月	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	7月	建築工事業	20歳代 経験 1年	9日	工事現場で通路・足場解体の作業を行い、午後の休憩後に詰所を出たところで、手がつり座り込み急性腎不全で熱中症とされたもの。
2	7月	その他の 事業 (測量等)	20歳代 経験 2月	4日	山中で測量するため境界杭間をテープで繋ぐ作業中、多量の発汗と軽い頭痛があったが作業を継続していて、熱中症となったもの。
3	7月	農業	40歳代 経験 3年	2ヶ月	エンジン付き噴霧器を使用して、農地への除草剤散布を行っていたところ、気分が悪くなり、救急車で搬送されたもの。気温は 37 度で無風状態での作業であった。
4	8月	一般飲食店	30歳代 経験 10年	18日	食品調理で食材を焼いていた時、気分が悪くなり吐き気、身体のしびれなどの状態のため、病院に搬送されたところ熱中症と診断されたもの。
5	8月	その他の 事業 (物品販売)	20歳代 経験 1年	1か月	顧客宅にて一日中、草刈と剪定作業をしていたところ、頭痛と倦怠感、発熱により、その夜病院に救急搬送され、熱中症と診断されたもの。
6	8月	その他の 土石製品 製造業	50歳代 経験 18年	6か月 以上	工場の敷地内で、2名で除草作業中、一人が除草中の土手法面で意識が薄れた状態で倒れていたもの。

平成 28 年

番号	発生月	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	6月	その他の 廃棄物 処理業	50歳代 経験 2年	死亡	事業場敷地内において、午後 1 時から午後 2 時 30 分まで草刈機で草刈りを行ったあと、1 時間休憩を取り、その後、同僚と共に木の切り枝を回収する作業を午後 4 時まで行った。 午後 4 時 30 分頃、被災者は嘔吐し、発汗が多かったことから熱中症が疑われ、救急搬送されたが翌々日に死亡した。熱中症を発症したものと推定される。当日の WBGT 値（暑さ指数）は、最大で 28.4（午後 2 時）であった。

2	7月	貨物自動車 運送業	40歳代 経験 1年	4日	被災者は、貨物業務として集配先に行った際、午前11時前頃に気分が悪くなり、水分補給をしたが、体調が戻らず、病院に行ったところ、脱水症状を伴い熱中症と診断され4日間の休業となった。
---	----	--------------	------------------	----	---

平成29年

番号	発生月	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	7月	輸送用機械 器具製造業	20歳代 経験 3年	5日	休憩中、体調が悪く、ぐったりしていたため、水分補給を行い、様子を見ていたが、体の震えと手のしびれがなくならないため、病院で受診し、熱中症と診断された。
2	7月	その他の 土石製品 製造業	60歳代 経験 39年	2週	工場敷地内の道路をフォークリフトで走行中、フォークリフト上で意識を失い、工場建屋に当たり、停止した。 その後、意識は回復し、救急搬送され、脱水症状と判断された。
3	8月	その他の 卸売業	20歳代 経験 5か月	7日	屋外のピットで大型トラックのタイヤの入替、脱着作業を行っている時、作業開始2時間半後に熱中症を発症。 原因は、長時間塩分・水分を取らずに作業を行ったこと。

平成30年

番号	発生月	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	6月	金属製品 製造業	60歳代 経験 2か月	20日	被災者が作業していた場所は、乾燥炉の近くであり、当日の気温は通常よりも高かったこともあり、脱水症状となり熱中症になったもの。
2	7月	セメント ・同製品 製造業	40歳代 経験 6年	1か月	工場内で製造作業を終了後に気分が悪くなり、病院を受診。熱中症と診断された。 工場内には一定の熱中症対策はされていたが、7月の長雨後の急な気温上昇に体が対応できなかったと思われる。
3	7月	その他の 小売業	30歳代 経験 3か月	20日	配達中、意識がぼんやりしてきて、体がだるくない徐々に体調が悪化したため救急車を呼び病院に搬送された。
4	7月	陸上貨物 取扱業	40歳代 経験 18年	7日	倉庫内で原料をフレコンバッグに詰め替える作業を行っていたところ、体調が悪くなった。
5	7月	一般貨物 自動車 運送業	60歳代 経験 10年	5か月	納品中に体調が悪くなり、営業所に到着後、倒れこんだ。 納品場所の倉庫は熱がこもり大変暑くなっていた。
6	7月	警備業	60歳代 経験 9か月	10日	道路上で交通誘導警備にあっていたが、厳しい炎天下での業務で体調を崩した。

7	7月	警備業	60歳代 経験 14年	20日	工事現場での交通誘導警備中、熱中症で倒れたもの。
8	7月	警備業	60歳代 経験 5年	1か月	業務終了前から足がつりだした。その日は業務を終え、車で帰宅したが、家に着いた後、車から降りれないほど足がつり、救急車を呼び、入院となった。
9	8月	一般貨物 自動車 運送業	50歳代 経験 7年	6日	屋外のパレット置き場でパレットの天板抜き作業を行っていたところ、意識が朦朧となり倒れ、同僚に発見された。

令和元年

番号	発生日	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	5月	電子機器用 通信機器用 部品製造業	50歳代 経験 1年	12日	製造現場において、作業者の指導係として、作業状況を見守っていたところ、体調に異変を感じ、頭痛がひどくなったもの。
2	5月	有機化学 工業製品 製造業	50歳代 経験 11年	4日	事務所の外で、刈り終わった雑草を片付ける作業をしていたところ、体調不良により倒れたもの。
3	6月	卸売業	40歳代 経験 4年	5日	取引先の各事業場で荷卸し等を繰り返し行っていたところ、意識を失って倒れたもの。
4	7月	ゴム製品 製造業	50歳代 経験 2年	9日	製造工場内で荷卸し等を行っていたところ、足がつり、気分が悪くなったもの。
5	7月	その他の 事業	50歳代 経験 2年	4日	水分・塩分は補給していたが、現場において体調不良となり、発熱したもの。
6	7月	セメント ・同製品 製造業	50歳代 経験 11年	5日	工場の操作盤前で立ち作業をしていたところ、こまめに水分を補給するなど対策をとっていたが、梅雨明けで急に気分が悪くなり、足から崩れ落ちるように倒れこんだ。
7	7月	プラスチック 製品 製造業	20歳代 経験 3年	10日	被災者は、倉庫から物品を搬出する作業を行っていた。作業中は少し熱っぽかったが、帰宅後も体温が下がらず、頭痛と、関節痛も発症した。
8	8月	電気機械 器具製造業	30歳代 経験 19年	4日	当日の朝から倦怠感があり、昼過ぎに立ち眩みが出現。その後、四肢のしびれ、胸の締め付け感が生じたもの。
9	8月	一般貨物 自動車 運送業	30歳代 経験 10年	5日	配送後、事業場に戻って休んでいたところ、体調不良を訴え、頭痛、嘔吐、寒気の症状が出たもの。

令和2年

番号	発生月	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	7月	金属製品 製造業	60歳代 経験 5年	死亡	製造現場において、塗装した鉄骨を置いて、仕上げを確認する作業を行っていた被災者が、通路で倒れているところを他の従業員によって発見されたもの。
2	8月	食料品 製造業	60歳代 経験 13年	6日	催事で販売するとうもろこしを炭火で30分間焼く作業を、梅雨明けの高気温と炭火による熱気を考慮して、3名交代で行っていたが、熱中症の症状が出て、救急車で搬送されたもの。
3	8月	ゴルフ場	50歳代 経験 2年	11日	ゴルフ場のコース内にて、各ホールの翌日準備を行っていたところ、炎天下・猛暑であったため気分が悪くなり、熱中症になったもの。
4	8月	機械器具 製造業	40歳代 経験 16年	4日	ボイラーの内部で煙管をガスで切断し、取り外す作業を行っていたところ、ボイラーの内部が高気温であったため、熱中症の症状が出て救急車で搬送されたもの。
5	8月	土木工事業	60歳代 経験 39年	6日	建設現場で、造成・コンクリート打設を行っていた。昼休憩になり、お弁当を買いに行こうとしたところ、具合が悪くなり、救急搬送されたもの。
6	8月	輸送用 機械器具 製造業	49歳代 経験 4年	4日	工場の室内及び倉庫で作業を行っていたところ、頭痛と倦怠感がひどくなり早退した。翌日も同じ状態が続くため病院に行き、熱中症と診断されたもの。
7	8月	輸送用 機械器具 製造業	50歳代 経験 5年	17日	午前中から気分が悪かったが、本人は仕事ができると判断し、そのまま定時まで仕事を続け帰宅したところ、身体が動かなくなり救急車で搬送された。被災者は、熱中症による脱水症状を起こしていた。
8	8月	小売業	50歳代 経験 14年	15日	朝から乾燥機の修理作業を行っていたところ、昼前に気分が悪くなり、熱中症の症状が見られたため、病院で診察を受け、熱中症と診断されたもの。
9	9月	その他の 事業	60歳代 経験 12年	4日	市民公園で野球場のネットの修理、草刈りを行っていたところ、手足がつる等の症状が出たので休憩していたが、気分が悪くなり、医務室へ行ったが倒れこんだもの。

令和3年

番号	発生月	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	8月	一般貨物 自動車 運送業	50歳代 経験 6か月	14日	日よけのない屋外で、トラック（平ボディ車）の荷台で荷物の積み込み、荷締めをおこなっていたところ、大量の発汗があり、意識を失い、救急搬送されたもの。

2	8月	その他の製造業	60歳代 経験 3年	死亡	被災者は、製造行程にある圧力容器の扉を閉めようとしたが、非常停止装置が作動して扉が閉まらなかった。その解除を行おうとするも解除方法が分からず、取り出し室に計25分滞在していたところ、圧力容器から出てくる熱風により室温が上昇して熱中症を発症。救急搬送されたが、4日後に多臓器不全で死亡したものの。
3	8月	その他の小売業	40歳代 経験 3年	7日	被災者は、店舗敷地内の草刈りを、午前9時半頃より行っていた。午前11時すぎ、バックルーム配送口で意識を失い倒れているところを、同僚に発見されたもの。
4	8月	紙加工品製造業	60歳代 経験 8年	7日	被災者は、工場内において、製品の取り扱い等の作業を行っていた。多量の発汗、頭痛、嘔吐の症状が出て熱中症と診断されたもの。
5	8月	その他の卸売業	40歳代 経験 7か月	6日	被災者は、熱湯の入った高压浄器を用いて、トイレの洗浄を行っていたところ、気分が悪くなった。休憩したが、頭痛、嘔吐、痙攣があり、熱中症と診断されたもの。
6	10月	その他の土木工事業	60歳代 経験 40年	5日	被災者は、午前9時から夕方5時まで、屋外の道路舗装工事で作業に従事していた。帰社時に気分が悪くなったと申告があり病院に行ったところ、熱中症と診断された。

令和4年

番号	発生月	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	6月	パン・菓子製造業	50歳代 経験 23年	5日	被災者は、菓子を油で揚げ、砂糖をかける作業に従事していたが、体調に異変を感じ、翌日に病院で受診したところ、熱中症と診断され、治療を受けたもの。
2	7月	その他の商業	30歳代 経験 1年	4日	被災者は、販売物件の内覧会の準備のため、看板、横断幕の設置、除草等の作業を行っていたところ、気分の悪化、手の震えの症状を発症したものの。
3	7月	警備業	60歳代 経験 2年	死亡	被災者は、屋外工事現場において車両誘導等の業務を行っていたが、休憩後に自家用車の脇に横たわった状態で発見された。医療機関へ救急搬送されたが、6日後、熱中症に起因する肺炎を発症し、死亡したものの。
4	7月	通信業	50歳代 経験 33年	4日	被災者は、外回りの業務を終え、事務所に戻ったところ、自力で立つことができない状態になったため、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。
5	7月	社会福祉施設	30歳代 経験 4か月	6日	被災者は、施設利用者の入浴介助を行っていたところ、頭痛、倦怠感等の症状を発症。その後、病院で熱中症と診断されたもの。
6	7月	非鉄金属製造業	60歳代 経験 3年	10日	被災者は、工場内で金属製品を研磨する装置への材料供給、取出しの業務に従事していたが、突然、意識を失い倒れたもの。

7	7月	警備業	60歳代 経験 9年	10日	被災者は、交通誘導業務に従事していた。勤務中から体調の不良を感じていたが、帰宅後も回復せず、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。
8	8月	輸送用 機械器具 製造業	40歳代 経験 8年	6日	被災者は、工場内で自動加工機への部品の投入、取出し等の業務に従事していたが、徐々に体調が悪化し、回復しないため、救急要請を行ったもの。
9	9月	道路建設 工事業	20歳代 経験 2か月	4日	被災者は、道路の舗装修繕工事においてアスファルトの掻き出し作業に従事していたところ、熱中症が疑われる症状を発症し、救急搬送されたもの。

令和5年

番号	発生日	業種	年齢等	休業日数	災害発生状況の概要
1	7月	一般貨物 自動車 運送業	20歳代 経験 1年	10日	荷物の配送先で暑熱環境において検品作業を行っていたところ、意識を失い倒れたため、救急搬送されたもの。
2	7月	その他の 小売業	50歳代 経験 3年	5日	冷房設備が故障した室内において配膳作業を行っていたところ、吐き気、頭痛、足先のしびれの症状を発症したものの。
3	7月	建築設備 工事業	50歳代 経験 4年	6日	工事現場において汚泥の吸引作業を行っていたところ、めまい、けいれんの症状が生じたもの。
4	7月	ゴルフ場	50歳代 経験 35年	14日	ゴルフコース内の修理場所の点検を行っていたが、体調が悪化し、座り込んでしまった。水分補給を行ったが、回復せず、足がしびれ、歩行困難な状況が生じたもの。
5	7月	化学工業	40歳代 経験 2年	7日	商品のピッキング作業中、体調の悪化を感じたが、休憩せず作業を継続した。帰宅後、嘔吐と呂律が回らない症状を発症したため、救急搬送されたもの。
6	7月	金属製品 製造業	60歳代 経験 5年	9日	金属部品の熱処理作業中の電気炉の付近での作業中、言葉が上手く出ない、水が飲めないといった症状を発症し、熱中症による脱水症状と診断されたもの。
7	7月	道路建設 工事業	50歳代 経験 7年	4日	日陰のない屋外駐車場の施工中、熱中症の症状が生じたもの。
8	8月	各種商品 小売業	60歳代 経験 1年	5日	店舗の屋上駐車場においてカート等の回収作業中、意識を失い倒れたため、救急搬送されたもの。
9	8月	その他の 小売業	70歳代 経験 2年	7日	店内の調理、販売作業場において調理作業を行っていたが、気分が悪くなり、冷却シートで体を冷やそうと移動したところ、めまいがし、倒れこんでしまったもの。

10	8月	電気機械 器具製造業	30歳代 経験 4年	6日	午前から出荷作業を行っていたが、気分不快、頭痛、吐き気の症状を発症したが、休憩により回復したため、作業を再開したが、1時間の作業により症状が再発したものの。
11	8月	輸送用 機械器具 製造業	10歳代 経験 1年	7日	プレス工程での勤務終了後、足が攣る症状を発症したため、休憩していたが、自力で水分補給ができない状態になったため、救急搬送されたもの。
12	8月	その他の 土木工事業	40歳代 経験 2年	7日	路面改修工事において、作業開始から約6時間の時点で、手足が攣り、めまいの症状が生じていたが作業を継続した。帰宅後、呼吸困難になったため、救急搬送されたもの。
13	9月	陸上貨物 取扱業	60歳代 経験 1年	5日	倉庫内での製品の仕分け作業を行っていたが、めまいがし、倒れながら嘔吐し、立ち上がることができない状態になったため、救急搬送されたもの。
14	9月	陸上貨物 取扱業	40歳代 経験 7か月	4日	荷物の配送先において商品を降ろす作業の終了後、体が攣る等の体調不良を感じたため、救急搬送されたもの。

令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和 6 年 2 月 27 日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業 4 日以上の死傷者 1,045 人、うち死亡者は 28 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 202 件、製造業 220 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和 6 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、令和 6 年 4 月を準備期間とし、令和 6 年 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

（1）厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

（2）各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

（1）準備期間中

暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10の（1）のア）

作業計画の策定等（10の（1）のイ）

緊急時の対応の事前確認等（10の（1）のク）

(2) キャンペーン期間中

暑さ指数(WBGT)の把握と評価(10の(2)のア及びイ)

作業環境管理(10の(2)のウ)

作業管理(10の(2)のエ)

健康管理(10の(2)のオ)

異常時の措置(10の(2)のキ)

(3) 重点取組期間中

作業環境管理(10の(3)のア)

作業管理(10の(3)のイ)

異常時の措置(10の(3)のオ)

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数(WBGT)が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数(WBGT)に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値(別紙表1)を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、力からクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

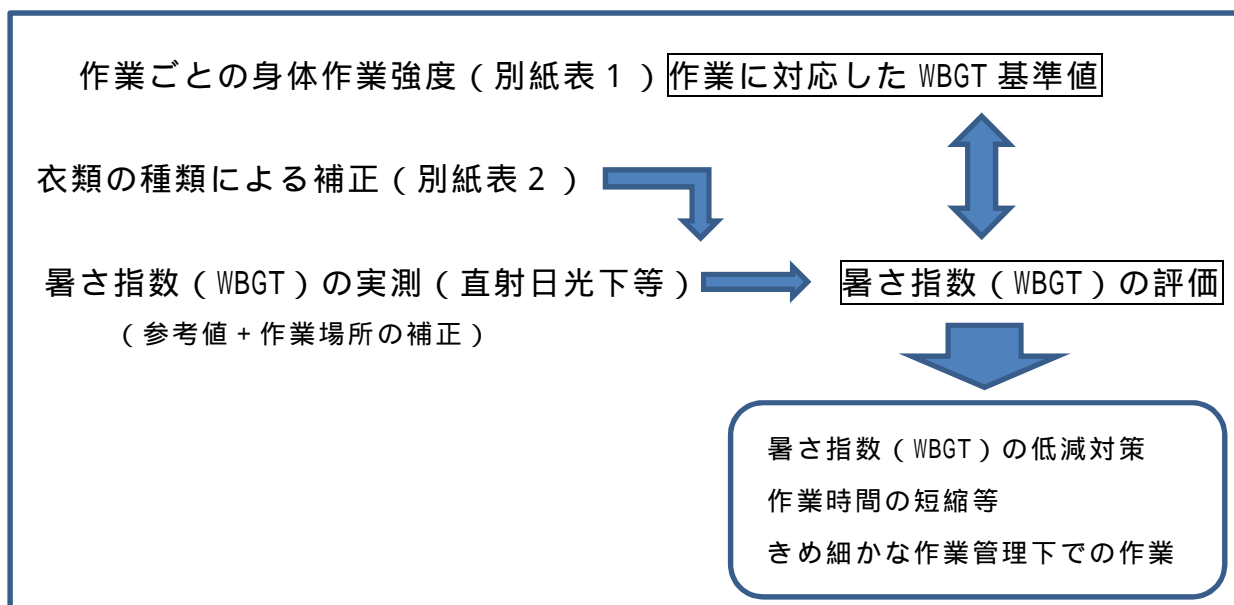


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（ 1 ）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（ 1 ）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品

及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数 (WBGT) が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。

管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する()。



暑熱順化ができていない場合には、特に(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。

暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら7日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることも可能である。

また、4日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GWなどを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び

塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業員へ周知する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数(WBGT)が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー(流動性の氷状飲料)などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経関係の疾患、
広範囲の皮膚疾患、 感冒等、 下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業

においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保する。

カ 労働衛生教育

(1)の力の教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。
- (イ) ウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。
- (オ) 作業場所の暑さ指数 (WBGT) の把握と結果の評価を行うこと。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化するることについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2)のウの(ア)の暑さ指数 (WBGT) の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数(WBGT)の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数(WBGT)に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2)のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値	暑熱非順化者の WBGT 基準値
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)；腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。 立位でドリル作業(小さい部品)；フライス盤(小さい部品)；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]；腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h ~ 5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h ~ 7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504 (熱環境の人間工学 - WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 - 暑熱環境) 附属書 A 「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件 (又は類似若しくはそれ以上の極端な条件) にばく露された人」をいう。

注 3 (参考 1) 身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値 ~ 1 程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2 程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3 程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

(出典) 米国内産衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

注 4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考 1 に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とする WBGT 値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考 2 に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(I)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業員との間で 2 人 1 組で「パディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

(参考 2)

- ・ 適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度 30、湿度 85% における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約 20% 減少させる効果があることもわかっている。

表 2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数(WBGT) に加えるべき着 衣補正值 (- WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン 不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製の つなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着 用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロ ング丈の不透湿性エプ ロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不 透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透 湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードな し不透湿性のつなぎ服	-	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
(2)	熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数(WBGT)(意味、WBGT基準値に基づく評価) ・ 作業環境管理(暑さ指数(WBGT)の低減、休憩場所の整備等) ・ 作業管理(作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等) ・ 健康管理(健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状態の確認等) ・ 労働衛生教育(労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法) ・ 熱中症予防対策事例 	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置 	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例 	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症の災害事例